

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定により令和 3 年度に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 2 6 日

岐阜県監査委員	伊 藤 秀 光
岐阜県監査委員	高 殿 尚
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

令和2年度
行政監査結果報告書

公用携帯電話等の契約・管理について

令和3年3月
岐阜県監査委員

令和2年度 行政監査結果報告書 目次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査の対象	1
第 3	監査の着眼点	2
第 4	監査の実施内容	2
第 5	監査の結果	3
1	総論	3
2	県全体の契約の状況について	3
(1)	全体の台数等	3
(2)	契約会社、端末の種類ごとの台数及び契約数	4
(3)	複数の端末を一括して契約している機関	5
3	携帯電話等の料金プラン等について	6
(1)	基本的な料金プランの説明	6
(2)	端末の種類別の導入状況及び今後の動向	6
(3)	料金プラン等の見直し	7
(4)	MVNOとの契約及びプリペイド式携帯電話による契約	7
ア.	MVNOとの契約について	7
イ.	プリペイド式携帯電話による契約について	8
(5)	公用電話番号サービス	9
4	料金プランの見直し等を検討すべきもの	10
(1)	スマートフォン・タブレット端末	11
ア.	定額型データプランからステップアップ型プランへの 見直しを検討すべきもの	14
(2)	フィーチャーフォン	16
ア.	より上位の基本プランへの見直しやかけ放題のオプシ ョンの追加を検討すべきもの	17
イ.	下位の基本プランへの見直しを検討すべきもの	22
5	その他の追加オプションについて	27
6	機関ごとの使用状況について	28
7	ポイントの使用及び管理について	29
8	管理規定について	30
第 6	まとめ	33
1	監査結果の概要	33
2	結語	37
参考		38

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第2項に基づく行政監査

【行政監査とは】

監査委員は、地方自治法第199条第1項により財務事務等を監査するとされているほか、第2項により、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務について、監査（いわゆる行政監査）をすることができるかとされている。

本県では、各機関に対して定期的に行う財務監査に併せて行政監査を実施しているほか、必要に応じて、複数の機関に渡る横断的なものなど特定のテーマを設定して、当該事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかなどについて監査している。

第2 監査の対象

1 テーマ

「公用携帯電話等の契約・管理について」

2 テーマ設定の理由

携帯電話は、年々普及が進み、岐阜県においても人口普及率は97.8%（※令和2年3月末現在。総務省東海総合通信局公表）となっている。

また、平成22年に9.7%だったスマートフォンの世帯保有率が、令和元年には83.4%に上昇するなど（※令和2年度版情報通信白書）、普及率の向上だけでなく、その内容も変化している。過去、携帯電話に関する行政監査は平成20年度に実施したところであるが、通信をとりまく環境は当時と比べて大きく変化している。

現在の携帯電話は、写真・データファイルの送付、インターネットへの接続など通話に留まらない使用が可能であり、県でも業務で携帯電話やタブレット端末を使用する機会が増えている。

このような状況を受けて、携帯電話やタブレット端末が適切に、そして経済的、効率的かつ効果的に使用されているか、改めて確認することが必要であると考えられたことから、「公用携帯電話等の契約・管理について」をテーマとして行政監査を実施した。

3 監査の対象とする端末について

- 令和2年8月末時点で県が通信契約をしている携帯電話、タブレット端末を対象とした。ただし、衛星携帯電話及びモバイルWi-Fiルーターは、災害などの非常時の連絡や、在宅勤務時の持出用パソコンの接続など、通常の携帯電話の用途と大きく異なることが想定されるため、対象外とした。
- 使用料金については、令和元年9月から令和2年8月の12か月分を対象とした。

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりであり、監査の対象となった事務が規定等に基づき、適切に、そして経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施した。

- 【着眼点1】 使用実態に見合う適正な台数、料金プランの検討
- 【着眼点2】 業務内容に応じたスマートフォン導入の検討
- 【着眼点3】 他と比べて高額な使用料金を支出している端末の有無
- 【着眼点4】 情報セキュリティ規定に基づいた運用の確認、用途に応じた規定の整理

第4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠して実施した。事務局書記が証拠書類による使用実態の確認等の予備的監査を実施した後、その結果を踏まえて、監査委員による監査を実施した。

<監査対象機関>

知事部局、教育委員会、公安委員会等の県の全機関に対し、携帯電話等の保有状況等について書面による監査を実施した。

また、書面監査を踏まえ、契約状況等を考慮し、必要と認められた機関に対して追加の書面調査や聞き取りを実施した。

<監査の実施場所及び日程>

- 1 第一次予備監査（監査委員事務局による携帯電話等の保有状況等に関する書面調査）
監査委員事務局 令和2年9月29日～10月16日
- 2 第二次予備監査①（使用状況の詳細などを確認したい端末等について監査委員事務局による追加書面調査）
監査委員事務局 令和2年11月18日～令和3年1月18日
- 3 第二次予備監査②（監査委員事務局による聞き取り調査）
逐次実施
- 4 監査（監査委員による書面監査）
監査室 令和3年3月26日

第5 監査の結果

1 総論

上記により監査したところ、監査の対象となった事務は、一部の機関について改善を要する事項がみられた（33ページ参照）ものの、これらの事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね適切に、そして経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められた。

2 県全体の契約の状況について

(1) 全体の台数等

県は、下表のとおり、全 381 機関のうち 261 機関において、計 2,659 台の携帯電話等の端末を保有し、監査の対象とした期間に 3,440 万円余の使用料金を支払っている。平成 20 年度の行政監査においては、保有状況は 137 機関 802 台となっており、この 10 年間で保有機関、保有台数とともに大きく増加している。

【全体の台数等】

		機関数		保有台数			支払総額 ※税込	
			保有機関	スマートフォン	タブレット端末	フィーチャーフォン		
知事直轄	本庁	2	2	20	4	1	15	756,795円
総務部	本庁	11	4	6	1	0	5	140,412円
	現地機関	8	4	22	0	0	22	295,250円
清流の国推進部	本庁	7	2	5	1	0	4	196,577円
	現地機関	1	1	7	0	0	7	227,172円
危機管理部	本庁	3	3	52	2	1	49	1,127,530円
	現地機関	1	1	1	0	0	1	13,889円
環境生活部	本庁	11	8	17	0	0	17	379,895円
	現地機関	7	1	1	0	0	1	12,315円
健康福祉部	本庁	15	6	180	4	162	14	1,596,714円
	現地機関	31	20	88	9	0	79	1,856,749円
商工労働部	本庁	15	5	8	2	1	5	205,546円
	現地機関	12	3	7	6	1	0	194,837円
農政部	本庁	11	6	41	30	6	5	1,457,096円
	現地機関	21	16	58	21	18	19	1,523,259円
林政部	本庁	5	2	3	0	1	2	44,418円
	現地機関	3	1	1	0	0	1	17,607円
県土整備部	本庁	7	5	11	7	1	3	546,175円
	現地機関	15	11	101	42	3	56	3,579,024円
都市建築部	本庁	10	5	7	1	0	6	198,203円
	現地機関	8	3	8	0	0	8	154,334円
県事務所	現地機関	7	7	40	2	4	34	792,787円
教育委員会	本庁	9	4	1,109	0	1,100	9	251,291円
	現地機関	89	83	166	0	0	166	2,022,895円
公安委員会	本部	37	34	342	29	39	274	8,226,179円
	現地機関	22	22	347	0	71	276	8,410,974円
その他（出納、議会、各委員会）	本庁	6	2	11	1	0	10	212,435円
	現地機関	7	0	0	0	0	0	0円
合計	本庁	149	88	1,812	82	1,312	418	15,339,266円
	現地機関	232	173	847	80	97	670	19,101,092円
	計	381	261	2,659	162	1,409	1,088	34,440,358円
						スマートフォン		6,117,504円
						タブレット端末		6,628,298円
						フィーチャーフォン		21,694,556円

※「支払総額」は、R1.9～R2.8の通信料、各種割引、契約手数料などを含んだ支払総額である。

※契約している機関と使用している機関が異なる場合は、使用している機関でカウントしている。

※教育委員会のタブレット端末 1,100 台分は、調査時点では契約済ではあるが料金の支払には至っていない。

※以下「税込」と注が無いものについては、全て「税抜」の金額である。

保有機関ごとの保有台数をみると、100 機関が 1 台しか保有していないのに対して、貸出用の端末の管理などを行っている県警の通信指令課が 43 台、緊急時の連絡用端末として関係職員に携帯電話等を貸与などしている防災課が 26 台など、業務上の必要性に応じて、1 つの機関で多数の端末を保有している機関もある。

(2) 契約会社、端末の種類ごとの台数及び契約数

契約会社別の台数と契約数は下表のとおりである。契約台数で見ると N T T ドコモとソフトバンクが拮抗しているが、契約数では N T T ドコモがほとんどで、それ以外の携帯電話事業者（以下「キャリア」という。）との契約は少ない。これは、ソフトバンクとの契約に、学校支援課が遠隔授業のために各高等学校に貸与しているタブレット端末 1,100 台を契約したもの、家畜防疫対策課が豚熱対応などの防疫措置業務のためにスマートフォン 50 台を契約したものが、ソフトバンクとの契約台数 1,158 台のほとんどがこの 2 契約に含まれているためである。

【契約会社、端末の種類ごとの台数及び契約数】

契約会社 (キャリア)	台数				契約数
	スマートフォン	タブレット端末	フィーチャーフォン	計	
N T T ドコモ	95	185	1,076	1,356	194
ソフトバンク	52	1,102	4	1,158	6
KDDI (au)	1	0	8	9	4
MVNO (※)	14	122	0	136	10
計	162	1,409	1,088	2,659	214

※MVNO については、7 ページを参照

<参考：端末の種類について>

種類	概要
スマートフォン 	物理的なキーボードを備えておらず、音声通話以外に、インターネット接続、デジタルカメラによる撮影、動画や音楽の再生、スケジュール管理などができる高機能携帯電話。
タブレット端末	スマートフォンと同様の機能を有する端末で、表示画面が大きい（概ね 7 インチ以上）のもの。料金体系は、スマートフォンと同じとなっていることが多い。
フィーチャーフォン 	スマートフォンと対比した時に、スマートフォンでない携帯電話を指す。いわゆる「ガラケー」。

(3) 複数機関の端末を一括して契約している機関

契約や支払は、基本的には各機関で行っているが、下表のように、中には一括して本庁機関で契約し、端末は関係機関が使用している例も見られる。

<本庁機関で複数機関の端末を一括して契約している機関>

契約機関		目的	台数	使用機関
知事部局	管財課	—	160	本庁各機関
	危機管理政策課	災害対策ドローン用	5	危機管理政策課、各県事務所
	医療整備課	救急搬送等業務	160	医療整備課、消防課、各保健所、県以外の組織
	感染症対策推進課	結核患者服薬支援	8	感染症対策推進課、各保健所
	農業経営課	普及指導用務	18	農業経営課、各農林事務所
	家畜防疫対策課	防疫措置用務	50	家畜防疫対策課、本庁関係課、各農林事務所、家畜保健衛生所
	建設政策課	土木関係用務	70	各土木事務所
教育委員会	学校支援課	在宅学習用	1,100	各県立学校
公安委員会	総務室会計課	警察用務	547	県警本部各課、各警察署

管財課では、各機関から申請を受け、現在 160 台の携帯電話等の料金管理を管財課に移管し、料金を一括して支払っている。また、県警の総務室会計課では各警察署などで使用する端末のほとんどの契約・支払を一括して行っているため、547 台の端末を管理している。このように、契約の取扱いは機関ごとに様々となっている。

3 携帯電話等の料金プラン等について

(1) 基本的な料金プランの説明

携帯電話等の料金プランを整理すると、概ね下記ようになる。

①基本プラン	携帯電話等の基本となるプラン。無料となる通話 量、通信量の大きさなどに応じて金額が異なる
②オプション	・①に加えて、通話無料や、通信料定額など必要 に応じて追加ができるオプション ・通話、通信以外の部分を行うためのオプション (例：留守番電話、故障時の補償 等)

料金プランは、①基本プランと②オプションの組合せで設定される。①はどの端末でも必要になるが、②は必要に応じて契約をする。

これらの料金プランに対して、通話料（話した時間に対する料金）、通信料（データ通信の量に対する料金）が加算されて、毎月の支払額となる。

契約時期や条件（2年間の継続使用など）によっては、基本使用料が半額になったり、オプションが無料になるなどの割引があり、規定の料金よりも安価に使用している機関も多い。

(2) 端末の種類別の導入状況及び今後の動向

前記のとおり、スマートフォンの世帯保有率が令和元年に83.4%になるなど、携帯端末の主流はフィーチャーフォンからスマートフォンにシフトしてきている。

わが国でスマートフォンが普及したのは、平成20年以降であることから、前回行政監査を実施した平成20年度には、県ではスマートフォン・タブレット端末はほとんど保有していなかったと思われるが、現在では全端末に占める比率は59.1%となっている。

価格面を単純に比較すれば、下表のとおり、スマートフォン・タブレット端末の1台当たり月平均支払額はフィーチャーフォンに比べて約1,500円高く、用途がフィーチャーフォンでも満たせる通話や電子メールの送受信に限られるのであれば、積極的に導入する必要性は低いとも言える。

種類	台数	月平均支払額 ※税込
スマートフォン	162	3,380円
タブレット端末	1,409	3,181円
フィーチャーフォン	1,088	1,821円
計	2,659	

しかし、スマートフォン・タブレット端末は、フィーチャーフォンと比較して画面の視認性が高く、通話や電子メールの送受信に留まらず、ウェブの閲覧や各種アプリの活用等様々な活用が可能である。既に防災課のドローン操作や、各土木事務所の道路管理、高等学校の遠隔授業など、フィーチャーフォンでは困難な業務に用いられており、県が推し進めているデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）の進展に伴い、急速な導入が進む可能性もある。

(3) 料金プラン等の見直し

携帯電話等の料金は、毎月支払う基本使用料等の部分と、使用量に応じて支払うこととなる従量料金の部分とに分けることができ、使用者は、携帯電話等の使用状況に応じて、自らが有利と考える料金プランを選択できるようになっている。

また、現在は新規の受付を終了している過去の料金プランを使用している使用者は、現在の料金プランに変更することもできるが、現在の料金プランで契約している使用者が過去の料金プランに変更することはできない。

このように、使用者にとって最適な料金プランは、使用量に応じて異なり、携帯電話等の管理に関する規定（30 ページ参照）のうち「公用携帯電話の管理に関する要領」では、料金プラン等について定期的に見直すことを求めている。

○公用携帯電話の管理に関する要領

(管理)

第4 (省略)

8 所属長は、定期的に公用携帯電話の運用状況を確認し、適正な料金プランや割引サービスなどを選択するものとする。

(4) MVNOとの契約及びプリペイド式携帯電話による契約

携帯電話等の契約は、ほとんどがNTTドコモ等の大手キャリアとの継続契約である（4 ページ「契約会社、端末の種類ごとの台数及び契約数」の表参照）が、以下のとおり、一部MVNO（Mobile Virtual Network Operator）との契約及びプリペイド式携帯電話による契約がある。

ア. MVNOとの契約について

MVNOとは、大手キャリアから通信回線を借り受け、通信サービス料金の安い「格安SIM」を提供している事業者である。データ通信を行うスマートフォンやタブレット端末について、使用状況によっては、これらの会社と契約することで、より安価なプランを選択することができる。一方、大手キャリアとの契約と比べて、通話料が高くなることがあることや、通信速度が遅くなることがあること、サポート体制が弱いといったデメリットも指摘されている。県では136台のスマートフォン・タブレット端末についてMVNOと契約をしている。

MVNOと契約している端末全136台の料金を、それぞれの使用可能容量に当たる量のデータ通信をした前提で比較すると、NTTドコモの現行プランよりも安価なものとなり、結果として1年で使用料金370万円以上の節減につながっている。

契約機関	使用可能容量	月額又は1か月あたり	台数	【参考】左記使用可能容量に対応するNTTドコモの現行プラン（円/月）	差額/月・台	差額/月（合計）	差額/年（合計）	
知事部局	感染症対策推進課	3GB/月	850円	8台	3,980円（ギガライト（～3GB））	3,130円	25,040円	300,480円
	産業技術総合センター	6.8GB/月	2,305円	1台	5,980円（ギガライト（～7GB））	3,675円	3,675円	44,100円
	情報科学芸術大学院大学	12GB/月	2,500円	4台	7,150円（ギガホ（～60GB））	4,650円	18,600円	223,200円
		30GB/月	6,550円	1台	7,150円（ギガホ（～60GB））	600円	600円	7,200円
	農業経営課	1GB/月	1,075円	1台	2,980円（ギガライト（～1GB））	1,905円	1,905円	22,860円
		3GB/月	1,183円	5台	3,980円（ギガライト（～3GB））	2,797円	13,985円	167,820円
		5GB/月	1,792円	8台	4,980円（ギガライト（～5GB））	3,188円	25,504円	306,048円
		50GB/月	4,517円	5台	7,150円（ギガホ（～60GB））	2,633円	13,165円	157,980円
県産材流通課	3GB/月	900円	1台	3,980円（ギガライト（～3GB））	3,080円	3,080円	36,960円	
公安委員会	情報管理課	5GB/月	3,355円	81台	4,980円（ギガライト（～5GB））	1,625円	131,625円	1,579,500円
	少年課	6GB/月	1,655円	6台	5,980円（ギガライト（～7GB））	4,325円	25,950円	311,400円
	地域課	3GB/月	954円	15台	3,980円（ギガライト（～3GB））	3,026円	45,390円	544,680円
			136台				3,702,228円	

※使用料が年額の場合は、月額に換算している。

イ. プリペイド式携帯電話による契約について

プリペイド式携帯電話は、事前に料金を払い、その料金の範囲内であらかじめ定められた期間で、携帯電話を使用できるものである。使用量が大きいと割高となったり、一定期間が経過すると、引き続き同じ電話番号が使用できなくなるなどのデメリットがあるが、携帯電話を一時的に使用したい場合については、契約手数料がかからない分、使用量によっては安価に契約できる。県では、環境企画課で夏季の乗鞍岳パトロールの連絡用として2か月3,000円で3回（6か月分）契約をしている。このように、限られた期間だけ携帯電話を使用するような業務がある場合は、プリペイド式携帯電話を使用することで安価に携帯電話を使用できる。

以上、MVNOとの契約及びプリペイド式携帯電話による契約と、NTTドコモ等の大手キャリアとの継続契約とのメリット、デメリットを整理すると、下表のようになる。

	メリット	デメリット
MVNO	・データ通信だけ使うなら安価	・通話をするとう料金が割高 ・通信速度が低下することがある ・故障時などのサポート体制がキャリアに比べて低い
プリペイド式携帯	・短期間の活用で、使用量が少ない時に安価	・使用量が大きいと割高 ・契約終了後、一定期間経過すると同じ電話番号が使用できなくなる

このように両者にはそれぞれメリット、デメリットがあることから、今後とも携帯電話等の使途や使用状況等に応じて適切な選択に努めていくことが求められる。

(5) 公用電話番号サービス

人事課は「在宅勤務等における公用電話番号サービスの利用について（令和3年2月5日付け人第651号人事課長通知）」により、在宅勤務での業務効率の向上や職員負担の軽減の観点から、公用携帯電話の導入に加えて、アプリの利用等により職員の私用携帯電話を公用携帯電話のように利用することが可能になるサービスの積極的検討を各所属に求めている。

同サービスは、毎月ユニバーサル利用料（3.3円／1回線）の負担が必要となるものの、端末購入・リース費用や月額基本料金が不要であることから、公用携帯電話よりも導入・維持コストが低廉であると期待される。

一方、端末に県民の電話番号などを登録する、あるいは1台の公用携帯電話を複数の職員で共有して使用するなど、各機関で携帯電話の端末を保有する方が望ましいと判断される場合もあると考えられることから、携帯電話等の使途や使用状況等に応じて適切な選択に努めていくことが求められる。

4 料金プランの見直し等を検討すべきもの

携帯電話等の契約内容が使用状況に照らして経済的なものとなっているか、改善すべき点はないか、スマートフォン・タブレット端末及びフィーチャーフォンのそれぞれについて検討した。

検討に当たっては、まず、使用料金が高額となっている端末を抽出してその状況を詳しく分析し、その結果を県全体の端末に当てはめて調査した。

なお、異なるキャリア間でのプラン比較は各種の条件が異なるなど困難であるため、検討は現在契約しているキャリアにおけるプランとの比較に限定した。

(1) スマートフォン・タブレット端末

スマートフォン・タブレット端末について、検討の端緒として、下表のとおり、年間使用料が上位の端末（20台）を抽出したところ、表の備考欄にあるとおり、ほとんどがデータプランの親機として契約しているものであった。

なお、スマートフォン・タブレット端末でデータプランを契約していない端末が、多量のデータ通信を行ったことにより、使用料金が高額になっていた例はなかった。

<スマートフォン・タブレット端末の年間使用料上位の端末>

	所属	キャリア	年間使用料 ※税込	基本プラン	主なオプション	備考
1	家畜防疫対策課	ソフトバンク	318,382円	通話定額基本料	法人データシェア専用パック スマートフォン法人基本パック デザリング レンタル保守パック	データプラン
2	可茂土木事務所	NTTドコモ	163,385円	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	ビジネスシェアパック10 ケータイ補償お届けサービス	データプラン
3	秘書課	NTTドコモ	161,994円	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	ビジネスシェアパック10 キャッチホン ケータイ補償サービス	データプラン
4	岐阜土木事務所	NTTドコモ	148,210円	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	ビジネスベーシックシェアパック あんしんセキュリティ	データプラン
5	通信指令課	NTTドコモ	116,164円	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	ビジネスベーシックシェアパック	データプラン
6	下呂土木事務所	NTTドコモ	114,926円	タイプXi	Xiバケ・ホーダイフラット Xiカケ・ホーダイ ケータイ補償サービス	データプラン
7	岐阜土木事務所	NTTドコモ	108,104円	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	ビジネスベーシックシェアパック あんしんセキュリティ	データプラン
8	揖斐土木事務所	NTTドコモ	106,471円	タイプXi	Xiバケ・ホーダイフラット Xiカケ・ホーダイサービス ケータイ補償サービス	データプラン
9	多治見土木事務所	NTTドコモ	104,100円	タイプXi	Xiバケ・ホーダイフラット Xiカケ・ホーダイサービス ケータイ補償お届けサービス	データプラン
10	恵那土木事務所	NTTドコモ	103,470円	タイプXi	Xiバケ・ホーダイフラット Xiカケ・ホーダイ ケータイ補償お届けサービス	データプラン
11	美濃土木事務所	NTTドコモ	102,937円	タイプXi	Xiバケ・ホーダイフラット Xiカケ・ホーダイサービス ケータイ補償お届けサービス	データプラン
12	古川土木事務所	NTTドコモ	102,545円	タイプXi	Xiバケ・ホーダイフラット Xiカケ・ホーダイサービス	データプラン
13	秘書課	NTTドコモ	95,065円	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	Xiシェアオプション ケータイ補償お届けサービス	データプラン（子機）
14	業務水道課	NTTドコモ	92,288円	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	XiデータSパック ケータイ補償サービス	データプラン
15	大垣土木事務所	NTTドコモ	92,288円	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	XiデータSパック ケータイ補償サービス	データプラン
16	少年課	KDDI (au)	91,413円	LTEプラン	LTEフラット	データプラン
17	高山土木事務所	NTTドコモ	91,245円	タイプXi	Xiバケ・ホーダイライト Xiカケ・ホーダイサービス ケータイ補償お届け	データプラン
18	少年課	NTTドコモ	90,970円	データプラン（スマホ/タブ）iphone	XiデータMパック	データプラン
19	郡上土木事務所	NTTドコモ	90,709円	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	XiデータSパック	データプラン
20	防災課	NTTドコモ	90,050円	データプラン（スマホ/タブ）ipad	ビジネスベーシックシェアパック	データプラン

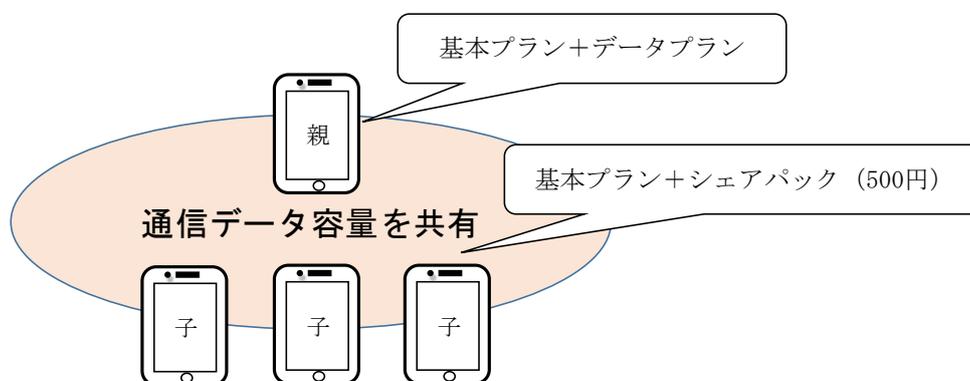
※No13 はデータプランを契約している端末（No3）の子機として、通信データ容量を共有している。本来ならば安価な使用料金のはずであるが、契約容量を超えたデータ通信量を使用した月が1か月あったために年間使用料が高額となっている。

<データプランについて>

データプランの契約は、2種類あり、あらかじめ契約した容量（例えば3GB/月）の範囲内でデータ通信を行うことができるもの（以下「定額型プラン」という。）や、使ったデータ使用量に応じて料金がステップアップしていくもの（以下「ステップアップ型プラン」という。）がある。データ使用量が毎月違う場合や、使用量を想定できない場合などは、ステップアップ型プランの方が経済的となる場合がある。

<通信データ容量の共有について>

契約したデータプランの容量を他の端末と分け合っている端末もある。親機となる1台の端末でデータプランを契約し、そのデータ容量を子機となる他の端末と共有することで、効率的に使用することができる。



上記の検討を踏まえて、改めて県全体のスマートフォン・タブレット端末のうち、データプランの契約をしている端末（子機を除く。）を抽出したところ、下表のとおり計 33 台であった。

NO.	所属	キャリア	基本プラン		データプラン			平均使用量 (GB/月)	共有	
				料金(円/月)		使用容量	料金(円/月)			
1	知事部局	秘書課	NTTドコモ	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	2,700	ビジネスシェアパック10	10GB	9,500	5.0	6台
2		清流の国づくり政策課	NTTドコモ	シンプルプラン（スマホ）	980	Xiベーシックパック	ステップアップ	2,900	1.0	なし
3		防災課	NTTドコモ	データプラン（スマホ/タブ） iPad	1,700	ビジネスベーシックシェアパック	ステップアップ	6,500	0.3	5台
4		薬務水道課	NTTドコモ	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	2,700	XiデータSパック	2GB	3,500	0.1	なし
5		障害福祉課	NTTドコモ	データプラン（スマホ/タブ）	1,700	XiデータSパック	2GB	3,500	0.1	なし
6		障害福祉課	NTTドコモ	データプラン（スマホ/タブ）	1,700	XiデータSパック	2GB	3,500	0.1	なし
7		家畜防疫対策課	ソフトバンク	通話定額基本料	4,200	法人データシェア専用パック	250GB	180,000	4.9	50台
8		畜産研究所	ソフトバンク	通話定額基本料	4,200	データ定額5G	5GB	5,000	2.6	なし
9		畜産研究所	ソフトバンク	通話定額基本料	4,200	データ定額5G	5GB	5,000	1.7	なし
10		中央家畜保健衛生所	NTTドコモ	データプラン（スマホ/タブ）	1,700	ビジネスシェアパック10	10GB	9,500	0.3	5台
11		建設政策課	NTTドコモ	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	2,700	XiデータSパック	2GB	3,500	0.4	なし
12		建設政策課	NTTドコモ	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	2,700	XiデータSパック	2GB	3,500	0.7	なし
13		建設政策課	NTTドコモ	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	2,700	XiデータSパック	2GB	3,500	0.3	なし
14		道路維持課	NTTドコモ	カケホーダイライトプラン（スマホ/タブ）	1,700	Xiベーシックパック	ステップアップ	2,900	2.0	なし
15		道路維持課	NTTドコモ	カケホーダイライトプラン（スマホ/タブ）	1,700	Xiベーシックパック	ステップアップ	2,900	1.9	なし
16		岐阜土木事務所	NTTドコモ	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	2,700	ビジネスベーシックシェアパック	ステップアップ	6,500	9.6	13台
17		岐阜土木事務所	NTTドコモ	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	2,700	ビジネスベーシックシェアパック	ステップアップ	6,500	2.5	14台
18		大垣土木事務所	NTTドコモ	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	2,700	XiデータSパック	2GB	3,500	0.3	なし
19		揖斐土木事務所	NTTドコモ	タイプXi	1,486	Xiバケ・ホーダイフラット	7GB	5,700	0.3	なし
20		美濃土木事務所	NTTドコモ	タイプXi	1,486	Xiバケ・ホーダイフラット	7GB	5,700	0.1	なし
21		郡上土木事務所	NTTドコモ	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	2,700	XiデータSパック	2GB	3,500	0.1	なし
22		可茂土木事務所	NTTドコモ	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	2,700	ビジネスシェアパック10	10GB	9,500	0.9	4台
23		多治見土木事務所	NTTドコモ	タイプXi	1,486	Xiバケ・ホーダイフラット	7GB	5,700	0.0	なし
24		恵那土木事務所	NTTドコモ	タイプXi	1,486	Xiバケ・ホーダイフラット	7GB	5,700	0.1	なし
25		下呂土木事務所	NTTドコモ	タイプXi	1,486	Xiバケ・ホーダイフラット	7GB	5,700	0.5	なし
26		高山土木事務所	NTTドコモ	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	2,700	Xiベーシックパック	ステップアップ	2,900	0.7	なし
27		高山土木事務所	NTTドコモ	タイプXi	1,486	Xiバケ・ホーダイライト	3GB	4,700	0.1	なし
28		古川土木事務所	NTTドコモ	タイプXi	1,486	Xiバケ・ホーダイフラット	7GB	5,700	0.1	なし
29		建築指導課	NTTドコモ	カケホーダイライトプラン（スマホ/タブ）	1,700	XiデータSパック	2GB	3,500	0.2	なし
30	議会事務局	総務課	NTTドコモ	カケホーダイライトプラン（スマホ/タブ）	1,700	Xiベーシックパック	ステップアップ	2,900	0.6	なし
31	公安委員会	少年課	KDDI (au)	LTEプラン	1,868	LTEフラット	7GB	5,700	0.0	なし
32		少年課	NTTドコモ	データプラン（スマホ/タブ） iPhone	1,700	XiデータMパック	5GB	5,000	0.3	なし
33		通信指令課	NTTドコモ	カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	2,700	ビジネスベーシックシェアパック	ステップアップ	6,500	3.0	4台

※使用容量がステップアップ型のものの料金は、最低額を記載している。

※No7 は、定価 180,000 円/月のプランが 25,500 円/月となる割引を受けており（毎年度見積を徴取して更新）、割引適用中は安価に使用していると言える。

ア. 定額型データプランからステップアップ型プランへの見直しを検討すべきもの

データプランを契約している全 33 台の端末について、プランが実際の使用状況に応じた適切なものになっているかを検討したところ、定額型プランとなっている 24 台のうちデータ使用料が少ない 17 台については、次ページの表のとおりプランを見直すことで使用料金の低減を図ることができる可能性があるかと認められた。

N T T ドコモのスマートフォン・タブレット端末の基本プランに「ギガライト」がある。「ギガライト」は基本使用料とデータ通信料が一体となっているプランで、データ使用量に応じて使用料金が変わってくる。また、K D D I (au) の基本プランにも、データ使用量が 1 GB / 月以下の場合の使用料金が基本使用料込みで 2,980 円となる「ピタットプラン」がある。

< 現行データプランに対する変更後のプラン >

キャリア	現行プラン			変更後のプラン		【参考】左記使用可能容量を最大に使用した時に対応する現行ステップアップ型プラン (円/月)
	データプラン名	使用容量	月額	月額	プラン名	
NTT ドコモ	XiデータSパック	2GB	3,500円	2,980円	ギガライト (~1GB)	3,980円 (ギガライト (~3GB))
	XiデータMパック	5GB	5,000円	2,980円	ギガライト (~1GB)	4,980円 (ギガライト (~5GB))
	Xiパケ・ホーダイフラット	7GB	5,700円	2,980円	ギガライト (~1GB)	5,980円 (ギガライト (~7GB))
KDDI (au)	LTEフラット	7GB	5,700円	2,980円	ピタットプラン (~1GB)	6,480円 (ピタットプラン (5GB~20GB))

前記 17 台について、契約しているプランをこれらのステップアップ型プランに変更して料金を試算すると、下表のとおり、年間 67 万円以上の削減が見込まれた。

NO.	所属	キャリア	現在の使用料		変更後の使用料		差額 (円/月)	差額×12カ月 (円)	備考	
			平均使用料金 (円/月) ※税込	うち基本プラン +データプラン	平均使用料金 (円/月) ※税込	うち基本プラン +データプラン				
1	知事部局	薬務水道課	NTTドコモ	7,691	6,200	6,171	4,680	1,520	18,240	変更後に「かけ放題オプション」を追加
2		障害福祉課	NTTドコモ	6,592	5,200	4,372	2,980	2,220	26,640	
3		障害福祉課	NTTドコモ	6,592	5,200	4,372	2,980	2,220	26,640	
4		中央家畜保健衛生所 (中濃・東濃・飛騨家畜保健衛生所)	NTTドコモ	26,348	20,000	21,248	14,900	5,100	61,200	データ共有している5台分 (子機は中央・中濃・東濃・飛騨家畜保健衛生所に各1台)
5		大垣土木事務所	NTTドコモ	7,691	6,200	6,171	4,680	1,520	18,240	変更後に「かけ放題オプション」を追加
6		揖斐土木事務所	NTTドコモ	8,873	7,186	4,667	2,980	4,206	50,472	
7		美濃土木事務所	NTTドコモ	8,528	7,186	4,322	2,980	4,206	50,472	
8		郡上土木事務所	NTTドコモ	7,559	6,200	6,039	4,680	1,520	18,240	変更後に「かけ放題オプション」を追加
9		可茂土木事務所	NTTドコモ	22,506	18,800	17,326	13,620	5,180	62,160	データ共有している4台分 1台に対して変更後に「かけ放題オプション」を追加
10		多治見土木事務所	NTTドコモ	8,675	7,186	4,469	2,980	4,206	50,472	
11		恵那土木事務所	NTTドコモ	8,623	7,186	4,417	2,980	4,206	50,472	
12		下呂土木事務所	NTTドコモ	9,577	7,186	5,371	2,980	4,206	50,472	
13		高山土木事務所	NTTドコモ	7,604	6,186	6,098	4,680	1,506	18,072	変更後に「かけ放題オプション」を追加
14		古川土木事務所	NTTドコモ	8,545	7,186	4,339	2,980	4,206	50,472	
15		建築指導課	NTTドコモ	6,911	5,200	5,191	3,480	1,720	20,640	変更後に「5分間通話無料オプション」を追加
16	公安委員会	少年課	KDDI (au)	7,618	7,568	3,030	2,980	4,588	55,056	
17		少年課	NTTドコモ	7,581	6,700	3,861	2,980	3,720	44,640	
				167,514	136,570	111,464	80,520	56,050	672,600	

(2) フィーチャーフォン

フィーチャーフォンについては、検討の端緒として、下表のとおり年間使用料が上位の端末（20台）を抽出した。

<フィーチャーフォンの年間使用料上位の端末>

	所属	キャリア	年間使用料 ※税込	基本プラン	備考
1	農政課	NTTドコモ	114,903円	FOMAタイプMバリュー	使用量大
2	農政課	NTTドコモ	110,602円	FOMAタイプSSバリュー	使用量大
3	健康福祉政策課	NTTドコモ	104,968円	ケータイプラン	使用量大
4	教育総務課	NTTドコモ	90,089円	ケータイプラン	使用量大
5	中央家畜保健衛生所	NTTドコモ	74,287円	FOMAタイプSSバリュー	使用量大
6	清流の国づくり政策課	NTTドコモ	71,056円	FOMAタイプSSバリュー	使用量大
7	砂防課	NTTドコモ	66,394円	FOMAタイプSSバリュー	使用量大
8	東京事務所	NTTドコモ	61,511円	FOMAタイプLバリュー	使用量小
9	環境生活政策課	NTTドコモ	57,484円	FOMAタイプSS	使用量大
10	教育総務課	NTTドコモ	57,483円	カケホーダイライトプラン（ケータイ）	使用量大
11	防災課	NTTドコモ	50,112円	FOMAタイプSバリュー	その他
12	可茂保健所	NTTドコモ	49,795円	FOMAタイプMバリュー	使用量大
13	恵那保健所	NTTドコモ	47,266円	FOMAタイプSSバリュー	使用量大
14	統計課	NTTドコモ	47,063円	FOMAタイプSSバリュー	使用量大
15	東京事務所	NTTドコモ	44,664円	FOMAタイプSSバリュー	使用量大
16	防災課	NTTドコモ	44,633円	FOMAタイプMバリュー	使用量小
17	清流の国づくり政策課	NTTドコモ	44,417円	カケホーダイプラン（ケータイ）	使用量小
18	秘書課	NTTドコモ	44,355円	カケホーダイプラン（ケータイ）	使用量小
19	郡上土木事務所	NTTドコモ	44,227円	FOMAタイプSSバリュー	使用量大
20	河川課	NTTドコモ	43,214円	FOMAタイプMバリュー	使用量小

これら 20 台について、使用料金が高額になっていた理由について検討したところ、大きく傾向が 2 つに分かれた。一つは、FOMA タイプ S S バリューなどの安価な基本プランを契約しているにも関わらず、通話・通信を多量に行ったことにより、使用料金が高額になったものであり、もう一つは使用量が少ないものの、FOMA タイプ M バリューなどの高価な基本プランを契約しているため、あまり携帯電話等を使用しなくても使用料金が高額になってしまうものであった。

一般的に、より高額な基本プランは、通話・通信量が多い時に有利になるものであることから、前者については基本プランをより上位のものに変えることで、また後者についてはより下位のものに変えることで、より経済的に使用できる可能性がある。

ア. より上位の基本プランへの見直しやかけ放題のオプションの追加を検討すべきもの

上記の検討を踏まえて、改めて県全体のフィーチャーフォンのうち、基本プランを上位にすることなどで料金の低減が図れた可能性があるものを確認した。

N T T ドコモのフィーチャーフォンの基本プランは、下記のようなものがあり、プランによって無料通話分や時間当たり通話料が異なるため、使用実態に応じたプランを選択することで経済的に使用することができる。

なお、N T T ドコモは令和 8 年 3 月末に F O M A のサービスを終了することを発表しており、現在県で 280 台以上ある F O M A 契約の端末は、今後契約変更を行う必要がある。

基本プラン	使用料/月		無料通話	30秒当たりの通話料	提供期間
	ベーシックプラン	バリュープラン			
FOMAタイプシンプル	3,083円	1,483円	なし	20円	平成19年11月26日 ～令和元年9月30日
FOMAタイプSS	3,600円	1,864円	1,000円	20円	
FOMAタイプS	4,600円	3,000円	2,000円	18円	
FOMAタイプM	6,600円	5,000円	4,000円	14円	
FOMAタイプL	9,600円	8,000円	6,000円	10円	
FOMAタイプLL	14,600円	13,000円	11,000円	7.5円	
カケホーダイライトプラン	1,200円		5分以内無料	20円	平成27年9月25日 ～令和元年5月31日
カケホーダイプラン	2,200円		無料	—	
ケータイプラン	1,200円		(100MB)	20円	令和元年6月1日～

※実際は割引の適用により、上記の金額の半額程度で契約している機関が多い。

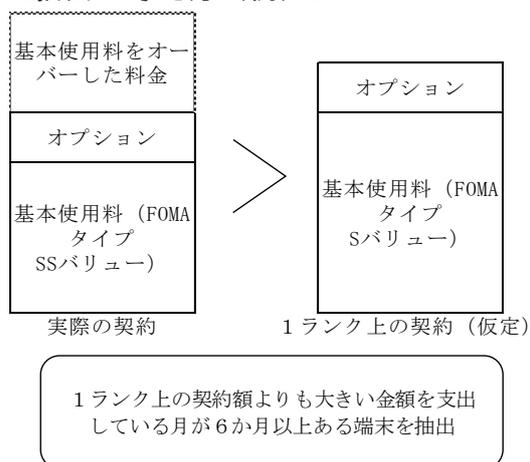
※「ベーシックプラン」と「バリュープラン」の内容は同じだが、「バリュープラン」は契約時に端末購入料金の値引きを受けずに契約すると適用される。

今回、基本プランを上位にすることなどで料金の低減が図れた端末を確認するにあたり、フィーチャーフォンの全端末について、令和元年 9 月から令和 2 年 8 月の間の使用料金について、実際に契約している基本プランよりも 1 ランク上位の基本プランにした（※「ケータイプラン」には上位プランがないので「かけ放題オプション」を追加）と

仮定し、その金額よりも大きい金額を支出した月がある端末を抽出した。

その上で、今回の監査では、恒常的に使用料が高額な端末を抽出したいという趣旨から、豚熱などの突発的業務にともない、一時的に通話料が高額になっている端末を除くため、上記の端末の中から、12か月の間で、条件を満たす月が6か月以上あったものを抽出（下図参照）したところ、下表の9台が該当した。

＜抽出の考え方（例）＞



9台について、使用した料金の内訳をみると、端末によって通話料が高額な端末と、通信料が高額な端末がある。

	所属	基本プラン	平均使用料 (単位: 円)	通話料 (単位: 円)	通信料 (単位: 円)
1	清流の国づくり政策課	FOMAタイプSSバリュー	5,921	970	4,256
2	統計課	FOMAタイプSSバリュー	3,922	3,898	0
3	健康福祉政策課	ケータイプラン	8,747	5,888	609
4	恵那保健所	FOMAタイプSSバリュー	3,939	3,617	0
5	農政課	FOMAタイプSSバリュー	9,217	690	8,891
6	中央家畜保健衛生所	FOMAタイプSSバリュー	6,191	6,180	0
7	砂防課	FOMAタイプSSバリュー	5,533	2,643	3,620
8	教育総務課①	ケータイプラン	7,507	6,158	155
9	教育総務課②	カケホーダイライトプラン (ケータイ)	4,790	2,758	73

※通話料と通信料の合計が月平均使用料と一致しないのは、基本使用料、オプション、各種割引等があるためである。

※通信料には、SMS 通信料を含む。

【通話が多い端末について】

「2 統計課」「3 健康福祉政策課」「4 恵那保健所」「6 中央家畜保健衛生所」「8 教育総務課①」「9 教育総務課②」の6台の端末については、通信料は少額だが、通話料が高額となっている。

これらのうち、「2 統計課」の端末は、令和元年8月から令和2年2月末までシンクタンク庁舎の電話機がない部屋での業務に際し、連絡手段として本端末を使用していたが、シンクタンク庁舎での使用に際し、プランの変更を行わなかったため、使用料金が高額となっていたものである。

こうした携帯の料金を削減する方法としては、より上位の基本プランへの変更の他、「かけ放題オプション」等のオプションに加入する方法がある。

<NTTドコモにおける「かけ放題」等のオプション>

オプションの内容は下記のとおりである。

オプション名	月額料金	通話料
かけ放題オプション	1,700円	国内通話かけ放題
5分通話無料オプション	700円	国内通話 5分以内：無料 5分超過分：30秒あたり20円

例えば、NTTドコモの現行の基本プランの「ケータイプラン（1,200円）」に「かけ放題オプション（1,700円）」を組み合わせれば、毎月2,900円で、国内通話がかけ放題になる。（※基本プランの「カケホーダイライトプラン（1,200円）」は「カケホーダイプラン（2,200円）」に変更すると同様の効果がある。）

前記9台について、上位の基本プランへの変更、かけ放題オプションの追加または「カケホーダイプラン」への変更のいずれかのうち、最も有利なものを選択して料金を試算すると、下表のとおり、年間23万円以上の削減が見込まれた。

所属	変更前の基本プラン	平均使用料金 (円/月) ※税込	変更後の基本プラン	平均使用料金 (円/月) ※税込	差額 (円)	差額×12カ月 (円)	
1	清流の国づくり政策課	FOMAタイプSSバリュー	5,921	FOMAタイプMバリュー	4,196	1,725	20,700
2	統計課	FOMAタイプSSバリュー	3,922	ケータイプラン+かけ放題	2,990	932	11,188
3	健康福祉政策課	ケータイプラン	8,747	ケータイプラン+かけ放題	4,559	4,188	50,256
4	知事部局 恵那保健所	FOMAタイプSSバリュー	3,939	FOMAタイプSバリュー	3,113	826	9,908
5	農政課	FOMAタイプSSバリュー	9,217	FOMAタイプMバリュー	7,576	1,641	19,692
6	中央家畜保健衛生所	FOMAタイプSSバリュー	6,191	FOMAタイプMバリュー	2,903	3,288	39,456
7	砂防課	FOMAタイプSSバリュー	5,533	FOMAタイプMバリュー	3,306	2,227	26,723
8	教育委員会 教育総務課①	FOMAタイプSSバリュー	7,507	FOMAタイプMバリュー	4,196	3,311	39,737
9	教育総務課②	カケホーダイライトプラン(ケータイ)	4,790	カケホーダイプラン(ケータイ)	3,032	1,758	21,096
			55,767		35,871	19,896	238,756

※詳細な計算は巻末参照

なお、「3 健康福祉政策課」の端末は令和2年5月に、「8 教育総務課①」「9 教育総務課②」の端末は令和2年8月に、既にそれぞれ新型コロナウイルス感染症に関連した使用増大に伴いプランの見直しがされ、かけ放題オプションの追加等がされている。

ちなみに、県がNTTドコモと契約している端末で、このオプションに加入できる携帯電話 177 台の加入状況は下記のとおりである。

オプション名	台数	備考
かけ放題オプション	42 台	スマートフォン 6、フィーチャーフォン 36
5分通話無料オプション	19 台	スマートフォン 3、フィーチャーフォン 16
加入なし	116 台	スマートフォン 18、タブレット端末 4 フィーチャーフォン 94

「かけ放題オプション」等は、通話量が多い端末について使用することでより経済的な使用が可能になるが、通話量が少ないなど使用状況がそぐわない端末で使用すると逆に不経済になる。

したがって、県全体の端末について「かけ放題オプション」等の使用が不経済なものとなっていないかという点も、監査の着眼点となり得るものである。しかし、この点を確認するためには、毎月の通話料を確認する必要がある。そして、これは携帯電話料金の明細書には記載されておらず、契約機関がネット上のアカウントを作成し、ログインして確認するなどの必要がある。このように、この着眼での監査を県の全端末について行うことは、監査を受ける機関の負担が大きいと判断したことから、今回の監査では対象としなかった。

ただし、監査の過程で見受けられた事例で、次のとおり、通信量の多い端末であれば有利となるオプションをそれに該当しない端末で契約していたために不経済な事態となっていたものが見受けられた。

16 ページの表に記載の端末のうち「11 防災課」の端末は、基本プランは高額なものではないが、「パケ・ホーダイダブル2」をオプションに付けている。

「パケ・ホーダイダブル2」はデータ通信の使用量に応じて段階的に料金が変わるオプションである。そして、この端末ではデータ使用量が毎月 40,000 パケット以下であったことから、毎月定額の 2,000 円を支払っていた。

しかし、端末の令和元年9月から令和2年8月分の1年間の平均使用量は386パケット/月であり、「パケ・ホーダイダブル2」を外した時のパケット通信料が0.2円/パケットなので、「パケ・ホーダイダブル2」を契約していなかったとすれば、月当たりのデータ使用料は約77円で足りたことになる。

<パケ・ホーダイダブル2のプラン料金>

定額料（月額）	2,000円	40,000パケットまで定額
パケット通信料	0.05円/パケット	40,000パケットを超えた分
上限額	4,200円/月	

したがって、各機関においては、他のオプションと同様、適時に使用状況と比較するなどしてこれらのオプションの継続の得失について検討し、その可否を判断していくことが望まれる。

イ. 下位の基本プランへの見直しを検討すべきもの

年間使用料が上位の端末 20 台についての検討を踏まえて、改めて県全体のフィーチャーフォンについて、基本プランを下位にすることで料金の低減が図れた可能性があるものがないか確認した。

N T T ドコモのフィーチャーフォンの基本プランは、提供時期によって、下記のように変わっている。

< N T T ドコモのフィーチャーフォンの基本プラン（再掲） >

基本プラン	使用料/月		無料通話	30秒当たりの通話料	提供期間
	ベーシックプラン	バリュープラン			
FOMAタイプシンプル	3,083円	1,483円	なし	20円	平成19年11月26日 ～令和元年9月30日
FOMAタイプSS	3,600円	1,864円	1,000円	20円	
FOMAタイプS	4,600円	3,000円	2,000円	18円	
FOMAタイプM	6,600円	5,000円	4,000円	14円	
FOMAタイプL	9,600円	8,000円	6,000円	10円	
FOMAタイプLL	14,600円	13,000円	11,000円	7.5円	
カケホーダイライトプラン	1,200円		5分以内無料	20円	平成27年9月25日 ～令和元年5月31日
カケホーダイプラン	2,200円		無料	—	
ケータイプラン	1,200円		(100MB)	20円	令和元年6月1日～

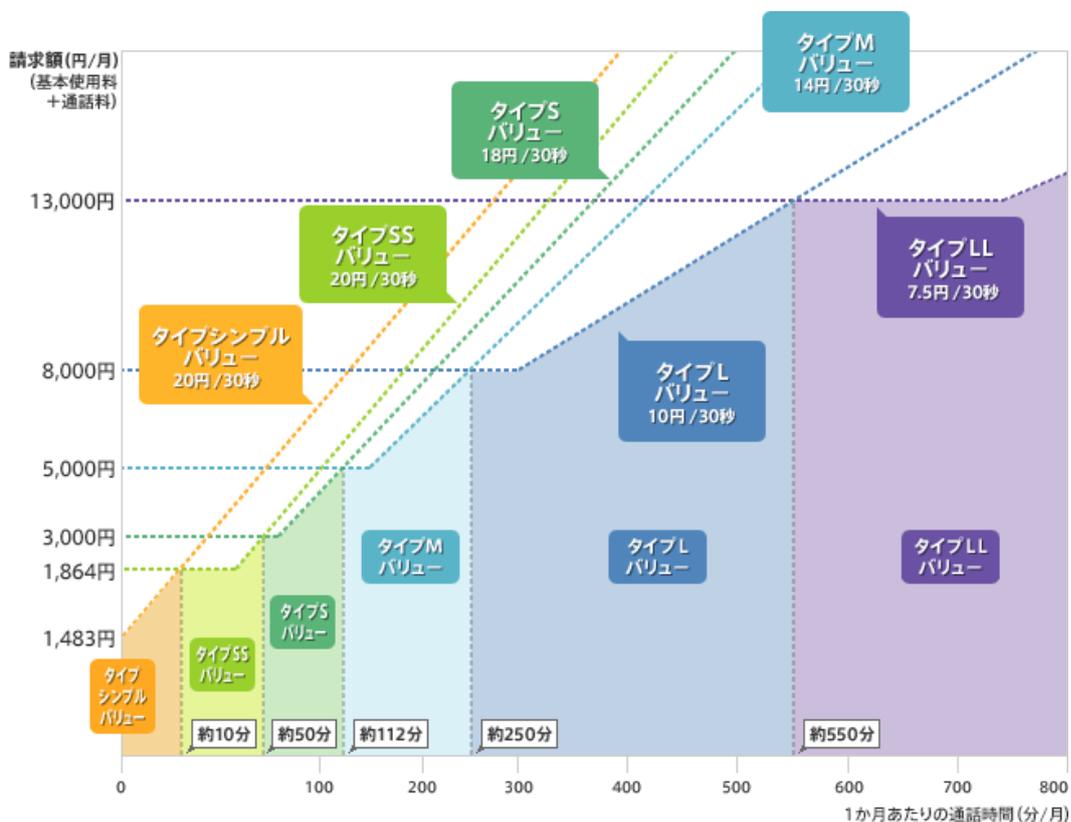
※実際は割引の適用により、上記の金額の半額程度で契約している機関が多い。

※「ベーシックプラン」と「バリュープラン」の内容は同じだが、「バリュープラン」は契約時に端末購入料金の値引きを受けずに契約すると適用される。

特に基本プランの料金が高額なFOMAタイプM及びLプランを契約している端末に着目して、その使用状況を確認した。

FOMAのプランは無料通話分の大きさや時間当たり通話料により、6段階に分かれている。下のグラフは、それぞれの基本プランの比較を図示したものである。端末の使用状況に応じて適切なプランを選択することで、端末を経済的に使用することができる。

下図は、NTTドコモのウェブサイトに掲載されており、FOMAの各プランについて、通話時間に応じて最適なプランを選択するための目安を示している。例えば、1月あたり通話時間が112分から250分であれば、FOMAタイプMプランが最適なプラン選択であるということになる。



NTTドコモHPより

県がFOMAタイプM及びLプランで契約している端末 21 台について、令和元年 9 月から令和 2 年 8 月の間の使用料金を用いて、使用状況に応じた適正なプランとなっているかを確認したところ、16 台について、平均使用時間に応じて、より下位の基本プランに変更したとして料金を試算すると、下表のとおり、年間 22 万円以上の削減が見込まれた。

	所属		変更前の基本プラン	平均使用料金 (円/月) ※税込	変更後の基本プラン	平均使用料金 (円/月) ※税込	差額 (円)	差額×12カ月 (円)
1	知事部局	人事課	FOMAタイプMバリュー	3,517	FOMAタイプSSバリュー	1,951	1,566	18,792
2		防災課	FOMAタイプMバリュー	3,719	FOMAタイプSバリュー	2,719	1,000	12,000
3		防災課	FOMAタイプMバリュー	3,100	FOMAタイプSバリュー	2,100	1,000	12,000
4		防災課	FOMAタイプMバリュー	3,297	FOMAタイプSバリュー	2,764	533	6,396
5		飛騨保健所	FOMAタイプMバリュー	3,051	FOMAタイプSバリュー	2,051	1,000	12,000
6		衛生専門学校	FOMAタイプMバリュー	2,744	FOMAタイプSSバリュー	1,178	1,566	18,792
7		衛生専門学校	FOMAタイプMバリュー	2,744	FOMAタイプSバリュー	1,744	1,000	12,000
8		衛生専門学校	FOMAタイプMバリュー	2,744	FOMAタイプSバリュー	2,431	313	3,756
9		衛生専門学校	FOMAタイプMバリュー	2,744	FOMAタイプSSバリュー	1,178	1,566	18,792
10		衛生専門学校	FOMAタイプMバリュー	2,744	FOMAタイプSSバリュー	1,219	1,525	18,300
11		西濃子ども相談センター	FOMAタイプMバリュー	2,744	FOMAタイプSSバリュー	1,178	1,566	18,792
12		西濃子ども相談センター	FOMAタイプMバリュー	3,073	FOMAタイプSSバリュー	1,507	1,566	18,792
13		西濃子ども相談センター	FOMAタイプMバリュー	2,744	FOMAタイプSバリュー	1,744	1,000	12,000
14		河川課	FOMAタイプMバリュー	3,601	FOMAタイプSバリュー	2,900	701	8,412
15		恵那土木事務所	FOMAタイプMバリュー	3,490	FOMAタイプシンプルバリュー	1,894	1,596	19,150
16	教育委員会	学校安全課	FOMAタイプMバリュー	3,069	FOMAタイプシンプルバリュー	1,469	1,600	19,195
				49,125		30,028	19,097	229,169

※通話時間換算は、通話料・通信料の料金を合計し、通話時間に換算した数値である。

※通話料と通信料の合計が月平均使用料と一致しないのは、基本使用料、オプション、各種割引等があるためである。

※通信料には、SMS 通信料を含む。

※ほとんどの機関で基本使用料の割引を受けているため、基本使用料を 50%割引として算定した。

※詳細な計算は巻末参照

なお、上記の試算は、毎月平均的に使用しているという仮定で行っているため、月ごとの使用状況が大きく変わるような使用方法をしている場合は適切なプランが変わることがある。

以上のように、少なからぬ機関において経済的とはいえ基本プランやオプション設定の選択が行われていた原因としては、通話量や通信量の見込みを誤っていたことのほか、契約時には無かった、より有利なプランが後から出てきているのに、適時に見直しを行わず、契約時のプランを継続していることが考えられる。

最近も、各大手キャリアが新規の料金プランを打ち出したように、スマートフォン等の料金改定は定期的に行われている。適時に最新のプランを確認し、見直しを行うことで、より経済的な使用が可能になる。

監査意見（検討事項）

使用状況に応じた適切な料金プランやオプションを選択することにより、端末をより経済的に使用することができる可能性がある。改めて、使用明細を確認の上、基本プランと対比して月額使用料が高額となっている端末や、高額な基本プランに加入しているものの、あまり使用実績がない端末については、契約先のキャリアと相談するなどして、最適な料金プランとするよう検討されたい。

<対象機関>

内容	対象機関	参考
定額型データプランからステップアップ型プランへの見直し	薬務水道課、障害福祉課、中央家畜保健衛生所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、美濃土木事務所、郡上土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所、下呂土木事務所、高山土木事務所、古川土木事務所、建築指導課、少年課	P15
フィーチャーフォンの基本プランの見直し（上位プラン等への変更）	清流の国づくり政策課、恵那保健所、農政課、中央家畜保健衛生所、建設政策課（砂防課）	P20
オプションの見直し（「パケ・ホーダイダブル2」）	防災課	P21
フィーチャーフォンの基本プランの見直し（下位に変更）	人事課、防災課、飛騨保健所、衛生専門学校、西濃子ども相談センター、建設政策課（河川課）、恵那土木事務所、学校安全課	P24

※（ ）は、砂防課及び河川課が使用している端末について、契約課である建設政策課を監査結果の対象機関とするもの。

5 その他の追加オプションについて

携帯電話等の契約では、通話・通信料金とは直接関係ない機能をオプションとして追加することができる。平成20年度の行政監査の際には、「CDレンタル販売」「情報配信サービス」といった、業務とは関係ない有料サービスの登録を行っていた端末があったが、今回の監査では、そのようなものはなかった。

N T Tドコモの例で示すと、現在、各機関が契約しているオプションのうち、契約に際して追加の可否の検討の余地があるものとして、下記のものがある。

オプション名	月額料金	内容	契約端末数
留守番電話	300円	留守番電話の機能が使える	17台
キャッチホン	200円	キャッチホンの機能が使える	14台
ケータイ補償サービス ケータイ補償お届けサービス	280円～	故障・水漏れ・盗難・紛失などの際に、交換電話等を提供	79台
あんしんセキュリティ	200円	迷惑メールやウイルス対策等	41台
あんしんマネージャー	250円	携帯電話の遠隔ロック、初期化、カメラやアプリの機能制御等	6台
紛失サポート	100円	紛失時のロック、初期化等の操作代行	7台

これらのオプションについては、今回の監査で、明らかに不必要であると思われるものは確認できなかった。一方、これらのオプションを追加していない端末も多数あり、それによる大きな不都合も見受けられなかった。各契約の締結や見直しに当たっては、各端末の用途や使用状況に応じて、各オプションの要否について適切に検討及び判断が行われることが望まれる。

6 機関ごとの使用状況について

今回の監査では、全機関の携帯電話等の端末の台数を調査し、県税事務所、保健所、子ども相談センター、農林事務所、土木事務所、県事務所、高等学校などの同種の機関の間で、携帯電話等の使用方法に差異がないかを確認した。その結果、県税事務所については、各事務所間で保有している台数が大きく異なっていた。

所属	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	自動車税	計
台数	15	0	2	2	0	3	22
平均使用料金（円／月）	1,034	0	1,191	1,028	0	1,555	1,118

台数が多い岐阜県税事務所と、台数が少ない西濃県税事務所に対して、使用内容の聞き取りを行った。

岐阜県税事務所では、徴収業務においては金融機関での差押え時や搜索時の連絡、課税・調査業務においては軽油引取税調査時の連絡にそれぞれ使用しており、職員数の多い事務所であるため、同時に複数人が使用することもあることから台数が必要とのことであった。

一方、西濃県税事務所では、徴収業務においては出張先からなるべく電話をする必要がないように事前に内部での調整を行っており、使用頻度が少ないため常用の携帯電話を保有していないとのことであった。

主管課である税務課に確認したところ、搜索・調査を行う場合は本部と現地において連絡を密に行う必要があるとのことであった。

監査意見（検討事項）

県税事務所においては、多数の携帯電話を保有して、徴収時や差し押さえ時の連絡に使用している事務所と、電話の必要がないように事前の内部調整等を行っているとして携帯電話を全く、または少数しか保有していない事務所が見受けられた。

いずれかが不適切ということではないが、より効率的、効果的な業務の実施に向けて、主管課の税務課を中心に、双方の業務実施手法について各事務所の経験を踏まえるなどして、今後の対応を検討されたい。

<対象機関>

税務課

7 ポイントの使用及び管理について

例えばNTTドコモの携帯電話等では、使用料金に応じてドコモポイントを獲得することができる。獲得できるポイントは契約条件などによって異なり、端末1台だけ契約している機関では月当たり数ポイントから数十ポイントに留まる一方、160台を契約している管財課では4,645ポイント、547台を契約している県警の総務室会計課では9,450ポイントにも上る（令和2年8月分）。

獲得したポイントについては、1ポイント1円相当として使用することができ、27機関で活用例（新規契約・更新時に使用：21機関、電池パックなどの交換時に使用：4機関、故障時に使用：4機関 ※複数回答あり）があった。

このように、ポイントは各種支払いに使用することができるが、現在、県ではポイントの使用や管理に関する規定が存在せず、各機関が独自に管理している状況である。契約台数の多い管財課、防災課及び県警の総務室会計課に確認したところ、ポイントを使用したことはあるが、台帳などに記載してポイントを管理することはしていないとのことであった。

監査意見（検討事項）

携帯電話等のポイントは、クレジットカードのポイントや航空券のマイルージと同様、各種支払いに使用することができるものであるが、クレジットカードのポイント等と異なり、使用や管理に関する考え方が整理されていない。携帯電話等のポイントの使用や管理に関する考え方の整理等について検討されたい。

<対象機関>

管財課

8 管理規定について

携帯電話等の管理に関する規定には、「公用携帯電話の管理に関する要領」及び「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」の2つがある。両者の分類は、下表のとおりとなっており、フィーチャーフォンには「公用携帯電話の管理に関する要領」が適用され、タブレット・スマートフォンは「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」が適用されると整理されている。

	公用携帯電話の管理に関する要領	タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領
所管課	管財課	情報企画課
施行日	平成 26 年 1 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
対象機器	移動しながら他者との電話サービスが利用できるもの（多機能携帯電話及び多機能情報端末を除く。）	タブレット・スマートフォン等スレート型端末

「管理台帳」の作成など、両規定で共通して定められている事項もあるが、料金プランの見直しについては「公用携帯電話の管理に関する要領」のみで規定され、一方、OSのバージョンアップや設置者が明らかではないWi-Fiへのアクセス禁止は「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」でのみ規定されているなど、一方でしか定められていない事項もある。

また、共通して定められている事項でも内容をみると、個人情報の管理に関する規定や、「貸与記録簿（利用記録簿）」への記載項目など、両者で異なる部分もある。

○公用携帯電話の管理に関する要領

(登録)

第3 所属長は、保有する公用携帯電話については、公用携帯電話管理台帳(様式1。以下「管理台帳」という。)に管理番号、登録年月日、機種名等を記載する。なお同等の内容が確認できるものであれば、任意の様式にかえることができるものとする。

2 (省略)

(管理)

第4 1～5 (省略)

6 所属長は、公用携帯電話に住所、氏名、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を登録する場合は、公用携帯電話を職員等以外の他者が使用できないようパスワードを設定するなど、「個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」に基づき、必要な個人情報漏えい防止の措置を講ずるものとする。

7 所属長は、定期的に公用携帯電話に登録されている個人情報などを確認し、不必要なものについては削除を行うものとする。

8 所属長は、定期的に公用携帯電話の運用状況を確認し、適正な料金プランや割引サービスなどを選択するものとする。

様式2

公用携帯電話の貸与記録簿

所属名: _____

管理番号	使用者		使用目的	使用期間	所属長等 確認欄	返却日	所属長等 確認欄
	係名等	氏名					
				年 月 日 ～ 年 月 日		年 月 日	

○タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領

(登録)

第5条 情報セキュリティ取扱管理者は、スレート型端末を調達した場合は、スレート型端末管理台帳(様式1。以下「管理台帳」という。)に管理番号、登録年月日、製品名、利用者等を記載しなければならない。また、利用者の変更となる場合は、備考に変更年月日及び「利用者変更」と記載し、行を追加し新たに記載すること。

(技術的対策)

第9条 情報セキュリティ取扱管理者は、スレート端末等に以下の技術的対策を講じなければならない。

(1) (2) 省略

(3) バージョンアップ

OSを含むソフトウェアについては、セキュリティパッチ等の提供が継続しているものを利用しなければならない。

(記録する情報)

第10条 (省略)

2 職員等は、スレート型端末に、情報セキュリティ取扱管理者の許可なく重要性分類Iに該当する情報資産を保存してはならない。ただし、情報セキュリティ取扱管理者の許可を受け保存する場合は、当該情報資産を暗号化しなければならない。

(インターネット接続)

第12条 (省略)

2 職員等は、スレート型端末を設置者が明らかでない無料のWiFiアクセスポイントに接続してはならない。

3～6 (省略)

様式2

USBメモリ及びその他の外部記録媒体 利用記録簿 (年度)

※庁舎外への持ち出し時における持ち帰り時、外部の機関等からの持込み時は必ずウイルスチェックを行うこと。

所属名: _____

利用区分 (該当に○)	管理番号	情報資産名	利用者名	利用期間	利用場所	目的	重要性分類I の情報の有無	申請日	取扱管理者 許可欄	解除日	取扱管理者 確認欄
庁内利用 外部持込	UO-01	USBメモリ	〇〇 〇〇	〇.〇.〇～〇.〇.〇	〇〇〇〇	説明会資料持出のため	無	〇.〇.〇	印	〇.〇.〇	印
庁内利用 庁外持出 外部持込											

監査意見（検討事項）

最近のフィーチャーフォンには、スマートフォンと同じOSが搭載され、各種アプリを使用できるなどの機種もあり、セキュリティに関する配慮はスマートフォン同様に必要となっている。また、料金プランの見直しについては、料金が高額なスマートフォン・タブレット端末はフィーチャーフォン以上の配慮が求められる。

現在の「公用携帯電話の管理に関する要領」と「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」を比較すると、料金プランの見直しに関する規定やセキュリティに関する規定について記載内容に差がある。

例えば、「公用携帯電話の管理に関する要領」の対象機器にスマートフォン・タブレット端末を、「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」の対象機器にフィーチャーフォンを追加し、併せて共通する部分の記載を整理するなど、両規定の位置づけや記述内容について、改めて検討されたい。

<対象機関>

管財課、情報企画課

第6 まとめ

1 監査結果の概要

「第5 監査の結果」の内容を要約すると、次のとおりである。

(総論)

監査の対象となった事務は、一部の機関について改善を要する事項がみられたものの、これらの事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね適切に、そして経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められた。

(県全体の契約の状況について)

県は、全381機関のうち261機関において計2,659台の携帯電話等の端末を保有し、監査の対象とした期間に3,440万円余の使用料金を支払っている。

契約や支払は、基本的には各機関で行っているが、複数の機関が使用するものを本庁の機関が一括して契約している例もある。例えば管財課では、各課からの申請により、現在160台の料金管理を管財課に移管を受け、料金を一括して支払っている。

(携帯電話等のプランについて)

スマートフォン・タブレット端末は、全端末に占める比率が59.1%となっている。それ以外の端末「フィーチャーフォン」と比較すると、1台当たり月平均支払額は約1,500円高いが、ウェブの閲覧や各種アプリの利用等様々な活用が可能であり、県が推し進めているDXの進展に伴い、急速な導入が進む可能性もある。

携帯電話等の契約は、ほとんどがNTTドコモ等の大手キャリアとの継続契約であるが、一部MVNO(Mobile Virtual Network Operator)との契約及びプリペイド式携帯電話による契約があり、使用料金の節減につながっている。アプリの利用等による公用電話番号サービスの活用も含め、今後とも、携帯電話の用途や使用状況等に応じて適切な選択に努めていくことが求められる。

(料金プランの見直しを検討すべきもの)

スマートフォン・タブレット端末17台について、定額型データプランからステップアップ型プランへの見直しにより年間67万円以上の削減が見込まれた。

また、フィーチャーフォン9台について、上位の基本プランへの見直しや、かけ放題等のオプションの追加により年間23万円程度の削減が、16台について、下位の基本プランへの見直しにより年間22万円以上の削減が、それぞれ見込まれた。

このように経済的とは言えない選択が行われていた原因としては、通話量や通信量の見込み誤りのほか、契約時にはなかった、より有利なプランが後に出てきているのに、適時に見直しを行わなかったことが考えられる。

【監査結果（検討事項）】

使用状況に応じた適切な料金プランやオプションを選択することにより、端末をより経済的に使用することができる可能性がある。改めて、使用明細を確認の上、基本プランと対比して月額使用料が高額となっている端末や、高額な基本プランに加入しているものの、あまり使用実績がない端末については、契約先のキャリアと相談するなどして、最適な料金プランとするよう検討されたい。

（その他の追加オプションについて）

留守番電話、故障等に備えた補償サービスなど、通話・通信料金とは直接関係ないオプションについて、今回の監査で、明らかに不必要であると思われるものは確認できなかった一方、これらのオプションを追加していない端末も多数あり、大きな不都合も見受けられなかったことから、各契約の締結や見直しに当たっては、各オプションの要否について適切に検討及び判断が行われることが望まれる。

（機関ごとの使用状況について）

【監査意見（検討事項）】

県税事務所においては、多数の携帯電話を保有して、徴収時や差し押さえ時の連絡に使用している事務所と、電話の必要がないように事前の内部調整等を行っているとして携帯電話を全く、または少数しか保有していない事務所が見受けられた。

いずれかが不適切ということではないが、より効率的、効果的な業務の実施に向けて、主管課の税務課を中心に、双方の業務実施手法について各事務所の経験を踏まえるなどして、今後の対応を検討されたい。

（ポイントの活用について）

携帯電話等の使用に応じて、各種支払いに使用可能なポイントが獲得できる。契約台数が多い機関では月に数千ポイントに上がることもある。現在、県ではポイントの使用や管理に関する規定は存在しない。契約台数の多い数課に確認したところ、台帳などに記載してポイントを管理することはしていないとのことであった。

【監査意見（検討事項）】

携帯電話等のポイントは、クレジットカードのポイントや航空券のマイルージと同様、各種支払いに使用することができるものであるが、クレジットカードのポイント等と異なり、使用や管理に関する考え方が整理されていない。携帯電話等のポイントの使用及び管理に関する考え方の整理等について検討されたい。

（管理規定について）

携帯電話等の管理に関する規定には、「公用携帯電話の管理に関する要領」及び「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」の2つがあり、フ

フィーチャーフォンには前者が、スマートフォン・タブレット端末には後者が、それぞれ適用される。

両者で共通して定められている事項もあるが、料金プランの見直しについては前者のみ、OSのバージョンアップについては後者のみなど、一方でしか定められていない事項もあり、内容をみると、両者で異なる部分もある。

【監査結果（検討事項）】

最近のフィーチャーフォンには、スマートフォンと同じOSが搭載され、各種アプリを使用できるなどの機種もあり、セキュリティに関する配慮はスマートフォン同様に必要となっている。また、料金プランの見直しについては、料金が高額なスマートフォン・タブレット端末はフィーチャーフォン以上の配慮が求められる。

現在の「公用携帯電話の管理に関する要領」と「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」を比較すると、料金プランの見直しに関する規定やセキュリティに関する規定について記載内容に差がある。

例えば、「公用携帯電話の管理に関する要領」の対象機器にスマートフォン・タブレット端末を、「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」の対象機器にフィーチャーフォンを追加し、併せて共通する部分の記載を整理するなど、両規定の位置づけや記述内容について、改めて検討されたい。

監査意見を整理すると、下表のとおりである。

結果	対象機関
料金プランの見直しを検討すべきもの【検討事項】(P26)	
<p>使用状況に応じた適切な料金プランやオプションを選択することにより、端末をより経済的に使用することができる可能性がある。改めて、使用明細を確認の上、基本プランと対比して月額使用料が高額となっている端末や、高額な基本プランに加入しているものの、あまり使用実績がない端末については、契約先のキャリアと相談するなどして、最適な料金プランとするよう検討されたい。</p>	<p>人事課、清流の国づくり政策課、防災課、薬務水道課、障害福祉課、恵那保健所、飛騨保健所、衛生専門学校、西濃子ども相談センター、農政課、中央家畜保健衛生所、建設政策課、大垣土木事務所、掛斐土木事務所、美濃土木事務所、郡上土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所、下呂土木事務所、高山土木事務所、古川土木事務所、建築指導課、学校安全課、少年課</p>
機関ごとの使用状況について【検討事項】(P28)	
<p>県税事務所においては、多数の携帯電話を保有して、徴収時や差し押さえ時の連絡に使用している事務所と、電話の必要がないように事前の内部調整等を行っているとして携帯電話を全く、また</p>	<p>税務課</p>

<p>は少数しか保有していない事務所が見受けられた。</p> <p>いずれかが不適切ということではないが、より効率的、効果的な業務の実施に向けて、主管課の税務課を中心に、双方の業務実施手法について各事務所の経験を踏まえるなどして、今後の対応を検討されたい。</p>	
<p>ポイントの活用について【検討事項】(P29)</p>	
<p>携帯電話等のポイントは、クレジットカードのポイントや航空券のマイレージと同様、各種支払いに使用することができるものであるが、クレジットカードのポイント等と異なり、使用や管理に関する考え方が整理されていない。携帯電話等のポイントの使用や管理に関する考え方の整理等について検討されたい。</p>	<p>管財課</p>
<p>管理規定について【検討事項】(P32)</p>	
<p>最近のフィーチャーフォンには、スマートフォンと同じOSが搭載され、各種アプリを使用できるなどの機種もあり、セキュリティに関する配慮はスマートフォン同様に必要となっている。また、料金プランの見直しについては、料金が高額なスマートフォン・タブレット端末はフィーチャーフォン以上の配慮が求められる。</p> <p>現在の「公用携帯電話の管理に関する要領」と「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」を比較すると、料金プランの見直しに関する規定やセキュリティに関する規定について記載内容に差がある。</p> <p>例えば、「公用携帯電話の管理に関する要領」の対象機器にスマートフォン・タブレット端末を、「タブレット・スマートフォン等スレート型端末の管理及び使用に関する要領」の対象機器にフィーチャーフォンを追加し、併せて共通する部分の記載を整理するなど、両規定の位置づけや記述内容について、改めて検討されたい。</p>	<p>管財課、情報企画課</p>

2 結語

携帯電話等は、すでに各種行政事務の実施に必要な不可欠なツールとなっている。今後、働き方改革の推進、新型コロナウイルス感染症への対応、さらに県民サービスの向上と行政の一層の効率化を目指して行われる県におけるDXの進展等により、業務のオンライン化や在宅勤務の一層の拡充が図られることも想定され、その場合にはスマートフォン・タブレット端末を中心に公用携帯電話等のさらなる導入が急速に進む可能性もある。

公用携帯電話等の効果的な活用の進展は、県民サービスの向上や行政の組織及び運営の効率化に資することが期待されるが、それに伴う導入・維持経費の増加や情報漏洩等のセキュリティ・リスクの増大等の負の要素は極力抑制する必要がある。そのために、監査意見として記述した適切な料金プランやオプションの設定、県税事務所の事務における公用携帯電話等の利用のあり方についての検討、ポイントの使用や管理に関する考え方の整理等、そして携帯電話等の管理に関する2規定の位置づけや記述内容についての検討に着実に取り組まれない。

ICT・DXは進化・変化の速い分野であり、日々新たなツールが開発されたり、新たなマルウェアの拡散やネット上での攻撃が明らかになったりしている。通信料金についても、先日も大手キャリアから使用料金の低下が期待される新たな料金体系が発表されるなど、随時見直しが行われている。

県におかれては、この分野における新たな知見を随時積み重ね、公用携帯電話等の適切かつ経済的・効率的な使用を通じて、県民サービスの向上と行政の組織及び運営の一層の合理化及び効率化に努められたい。

(参考) P20 の試算の詳細

	所属	現行の契約							変更後の契約							計	差額	差額×12カ月
		基本プラン	平均使用料金 (円/月) ※税込	基本プラン料金	通話料	通信料	無料通話分	計	基本プラン	平均使用料金 (円/月) ※税込	基本プラン料金	通話料	通信料	無料通話分				
1	清成の国づくり政策課	FOMAタイプSSバリュー	5,921	934	970	4,256	△ 1,000	5,160	FOMAタイプMバリュー	4,196	2,500	679	4,256	△ 4,000	3,435	1,725	20,700	
2	統計課	FOMAタイプSSバリュー	3,922	934	3,898	0	△ 1,000	3,832	ケータイプラン+かけ放題	2,990	2,900	0	0	0	2,900	932	11,188	
3	健康福祉政策課	ケータイプラン	8,747	1,200	5,888	609	0	7,697	ケータイプラン+かけ放題	4,559	2,900	0	609	0	3,509	4,188	50,256	
4	恵那保健所	FOMAタイプSSバリュー	3,939	964	3,617	0	△ 1,000	3,581	FOMAタイプSバリュー	3,113	1,500	3,255	0	△ 2,000	2,755	826	9,908	
5	農政課	FOMAタイプSSバリュー	9,217	934	690	8,891	△ 1,000	9,515	FOMAタイプMバリュー	7,576	2,500	483	8,891	△ 4,000	7,874	1,641	19,692	
6	中央家畜保健衛生所	FOMAタイプSSバリュー	6,191	934	6,180	0	△ 1,000	6,114	FOMAタイプMバリュー	2,903	2,500	4,326	0	△ 4,000	2,826	3,288	39,456	
7	砂防課	FOMAタイプSSバリュー	5,533	934	2,643	3,620	△ 1,000	6,197	FOMAタイプMバリュー	3,306	2,500	1,850	3,620	△ 4,000	3,970	2,227	26,723	
8	教育総務課①	FOMAタイプSSバリュー	7,507	964	6,158	155	△ 1,000	6,277	FOMAタイプMバリュー	4,196	2,500	4,311	155	△ 4,000	2,966	3,311	39,737	
9	教育総務課②	カケホーダイライトプラン (ケータイ)	4,790	1,200	2,758	73	0	4,031	カケホーダイプラン (ケータイ)	3,032	2,200	0	73	0	2,273	1,758	21,096	
			55,767							35,871					19,896	238,756		

(参考) P24 の試算の詳細

	所属	変更後の基本プラン	現行の契約						変更後の基本プラン	変更後の契約						差額	差額×12カ月
			平均使用料金 (円/月) ※税込	基本プラン料金	通話料	通信料	無料通話分	計		平均使用料金 (円/月) ※税込	基本プラン料金	通話料	通信料	無料通話分	計		
1	人事課	FOMAタイプMバリュー	3,517	2,500	288	11	△ 4,000	2,500	FOMAタイプSSバリュー	1,951	934	411	11	△ 1,000	934	1,566	18,792
2	防災課	FOMAタイプMバリュー	3,719	2,500	1,315	126	△ 4,000	2,500	FOMAタイプSバリュー	2,719	1,500	1,691	126	△ 2,000	1,500	1,000	12,000
3	防災課	FOMAタイプMバリュー	3,100	2,500	1,376	0	△ 4,000	2,500	FOMAタイプSバリュー	2,100	1,500	1,769	0	△ 2,000	1,500	1,000	12,000
4	防災課	FOMAタイプMバリュー	3,297	2,500	1,447	607	△ 4,000	2,500	FOMAタイプSバリュー	2,764	1,500	1,860	607	△ 2,000	1,967	533	6,396
5	飛騨保健所	FOMAタイプMバリュー	3,051	2,500	1,401	0	△ 4,000	2,500	FOMAタイプSバリュー	2,051	1,500	1,801	0	△ 2,000	1,500	1,000	12,000
6	衛生専門学校	FOMAタイプMバリュー	2,744	2,500	146	40	△ 4,000	2,500	FOMAタイプSSバリュー	1,178	934	209	40	△ 1,000	934	1,566	18,792
7	衛生専門学校	FOMAタイプMバリュー	2,744	2,500	1,428	95	△ 4,000	2,500	FOMAタイプSバリュー	1,744	1,500	1,836	95	△ 2,000	1,500	1,000	12,000
8	衛生専門学校	FOMAタイプMバリュー	2,744	2,500	1,964	162	△ 4,000	2,500	FOMAタイプSバリュー	2,431	1,500	2,525	162	△ 2,000	2,187	313	3,756
9	衛生専門学校	FOMAタイプMバリュー	2,744	2,500	324	48	△ 4,000	2,500	FOMAタイプSSバリュー	1,178	934	463	48	△ 1,000	934	1,566	18,792
10	衛生専門学校	FOMAタイプMバリュー	2,744	2,500	728	1	△ 4,000	2,500	FOMAタイプSSバリュー	1,219	934	1,040	1	△ 1,000	975	1,525	18,300
11	西濃子ども相談センター	FOMAタイプMバリュー	2,744	2,500	469	1	△ 4,000	2,500	FOMAタイプSSバリュー	1,178	934	670	1	△ 1,000	934	1,566	18,792
12	西濃子ども相談センター	FOMAタイプMバリュー	3,073	2,500	686	0	△ 4,000	2,500	FOMAタイプSSバリュー	1,507	934	980	0	△ 1,000	934	1,566	18,792
13	西濃子ども相談センター	FOMAタイプMバリュー	2,744	2,500	1,316	0	△ 4,000	2,500	FOMAタイプSバリュー	1,744	1,500	1,692	0	△ 2,000	1,500	1,000	12,000
14	河川課	FOMAタイプMバリュー	3,601	2,500	704	1,394	△ 4,000	2,500	FOMAタイプSバリュー	2,900	1,500	905	1,394	△ 2,000	1,799	701	8,412
15	恵那土木事務所	FOMAタイプMバリュー	3,490	2,500	82	44	△ 4,000	2,500	FOMAタイプシンプルバリュー	1,894	743	117	44	0	904	1,596	19,150
16	学校安全課	FOMAタイプMバリュー	3,069	2,500	106	6	△ 4,000	2,500	FOMAタイプシンプルバリュー	1,469	743	151	6	0	900	1,600	19,195
			49,125									30,028				19,097	229,169